

前橋市都市計画審議会議事録

件名	内容
審議会名	第75回前橋市都市計画審議会
開催日時	令和8年2月25日(水) 午後2時00分～午後2時40分
会議場所	市議会庁舎3階 301会議室
出席者	<p>【委員】 紺会長、小曾根会長職務代理者、石川委員、萩原委員、眞庭委員、石黒委員、吉田委員、堤委員、小淵委員、新井委員、杉崎委員(代理：渡邊様)、鈴木委員、堀越委員(代理：三森様)、澁澤委員、関口委員、大崎委員、阿久津委員、神田委員</p> <p>【幹事】 阿左美未来創造部長、草野農政部長、金田建設部長、茂木水道局長</p> <p>【事務局】 川合都市計画部長、五十嵐都市計画課長、塩野課長補佐、酒井副主幹、鵜飼副主幹、武井主事、岡安副参事、清水副主幹</p>
欠席者	矢端委員、西村委員
議題	<p>【議事日程】 第一 議事録署名人の指名 第二 議案上程</p> <p>第1号議案 都市計画に関する基本的な方針(前橋市都市計画マスタープラン)の変更について</p>
傍聴人	2人

<p>概 要</p>	<p>第75回前橋市都市計画審議会</p> <p>1 開会 五十嵐都市計画課長（進行役）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理出席者の報告 <ul style="list-style-type: none"> 杉崎委員の代理出席者として、高崎河川国道事務所の渡邊様が出席され、堀越委員の代理出席者として、前橋警察署の三森様が出席された。 ・定足数の報告 <ul style="list-style-type: none"> 20人中18人の出席により、審議会条例第六条第二項の規定による2分の1以上の定足数を満たしており、審議会が成立していることを報告した。 <p>2 あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紺会長 <p>※会議録の公開</p> <p>前橋市情報公開条例等に基づき、会議録をホームページに掲載する旨を報告した。</p> <p>3 議事日程</p> <p>第一 議事録署名人の指名</p> <p>紺会長により、前橋市都市計画審議会運営規則第九条第二項の規定に基づき、議事録署名人として大崎委員、小淵委員が指名された。</p> <p>第二 議案上程</p> <p>第1号議案</p> <p>酒井副主幹から第1号議案について説明があり、質疑応答の後、第1号議案について同意された。</p> <p>【説明】</p> <p>（都市計画課 酒井副主幹）</p> <p>都市計画課の酒井と申します。よろしくお願いたします。それでは、第1号議案「都市計画に関する基本的な方針である前橋市都市計画マスタープランの変更について」ご説明いたします。</p> <p>第1号議案は、「法令に定めはありませんが、本市の都市計画を行ううえで、市長が都市計画審議会の意見を聴くことが必要と判断して提出する議案」であり、「第4号案件」として、本審議会に諮問するものです。本議案は、都市計画に関する基本的な方針を変更することとして、前橋市都市計画マスタープランを改訂するものであります。第73回都市計画審議会にて、ご報告、ご説明させていただいたものと重複する部分もありますが、ご了承くださいませようお願いたします。それでは、ご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。</p> <p>都市計画に関する基本的な方針とは、一般的に都市計画マスタープランと呼ばれておりまして、大きく3つ方針が定められております。一つ目が、本市が</p>
------------	--

取り組む都市計画の、もっとも基本的な考え方となる計画です。二つ目が、都市計画マスタープランを策定する際には、上位計画である「第七次前橋市総合計画」及び県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」に即して定めなければならないとされております。三つ目が、本市が定める都市計画を決定するときは、前橋市都市計画マスタープランに即したものでなければならないとされています。

次に、「改訂の趣旨」についてでございますが、以前郵送にてお送りしました冊子の3ページ目の部分になります。またこちらは第73回都市計画審議会にて、ご報告いたしましたのでご紹介のみとさせていただきます。こちらのスライドが、改訂するにあたり、関連する代表的な計画をまとめたものになります。前回の令和2年5月策定時の前橋市都市計画マスタープランから、策定された計画等をご説明いたします。

令和3年 3月：第七次前橋市総合計画（第2期）を策定

令和4年12月：前橋市歴史的風致維持向上計画を策定

令和6年 7月：前橋市立地適正化計画改訂

令和7年12月：都市計画区域マスタープランを改訂

これらを受け、改訂する内容の整合性を図っております。

こちらの将来都市構造図のスライドは、冊子の29ページに該当します。第73回都市計画審議会でもご説明させていただきました内容となりますが、変更内容の概要として大きく3点ありました。該当の場所一つ目は前橋勢多都市計画区域の統合・拡大、二つ目は中心市街地に位置する本町二丁目五差路交差点の改良・整備の方針に関わる前橋クリエイティブシティ構想、三つ目は大前田・樋越地区に位置する工業団地の造成計画の位置づけとなります。

変更概要1点目としまして、非線引き都市計画区域における土地利用の方針についてになります。令和2年9月1日に拡大・統合しておりまして、前回の都市計画マスタープランを改訂した直後に改訂された内容となり、既に運用が開始しております。こちらは時点修正の変更となります。左側が前回の富士見都市計画区域が存在していたころの都市計画図になりまして、右側が現在の拡大・統合後の都市計画区域となります。こちらは都市計画区域の指定状況となります。前橋勢多都市計画区域は区域区分を行っていない都市計画区域となっており、いわゆる非線引き都市計画区域となっております。また、前橋都市計画区域は区域区分を行っている都市計画区域となっており、いわゆる線引き都市計画区域となっております。こちらはお配りいたしました冊子の73ページのスライドになります。

変更概要2点目といたしまして、第5章地域別構想の本庁地区内に位置する中心市街地におきまして、まちづくりの方針を位置付けております。この中で、交通体系の整備の方針の内容となりますが、JR前橋駅から県庁までの都市計画道路（前橋駅通線、県庁通線）において、トランジットモールや公共交通専用車線を整備することにより、自動運転バスの運行やMa a Sを活用した円滑な移動など、新たなモビリティサービスに対応した、歩行者・自転車を含む“人”中心のウォーカブルな道路空間の創出を図ることとしております。また、変則的な交差形状によって、交通渋滞の発生や歩行者、自転車の円滑な移

動の妨げ要因となっている本町二丁目五差路交差点については、トランジットモール等の整備を踏まえ、平面交差4差路化改良、及び都市計画道路群馬大橋線の4車線化拡幅の整備について検討することとしております。

続きまして、スライド下段に表示されている、県庁～前橋駅クリエイティブシティ構想という部分をご覧ください。こちらは、第73回都市計画審議会でも多くの委員さんからご意見いただきました「国・県・市の関係性を明記することで、“何か大きなことが動いている“というのがイメージしやすいのでは。」というご意見をいただきまして、色付けをして明記させていただきました。内容としましては、「国・群馬県と連携しながら、群馬県庁からJR前橋駅までのケヤキ並木通りを、歩行者及び公共交通を中心とした道路空間へと再編し、多様な人々の交流の場及びにぎわいの創出を目指すこととしております。」とまとめさせていただきました。そして、ここで一部訂正がございます。こちらのスライド及び配布の冊子では“県庁～前橋駅クリエイティブシティ構想”という名称ですが、こちらはプロポーザルで使用していた名称になりますが、先日協定が結ばれまして、“前橋クリエイティブシティ構想”という名称になりました。冊子印刷時には決まっておらず間に合いませんでしたが、こちらの名称に差し替えてご議論していただけたらと思います。スライドのこちら①アニメーションとこちら②アニメーションになります。また、前橋クリエイティブシティ構想につきましては、詳細は決まっていない部分もあり、基本的な方針として明記させていただいております。こちらはお配りいたしました冊子120ページ、126ページの重ね合わせしたスライドになります。

変更概要3点目としまして、第5章地域別構想の大胡地区及び宮城地区のまちづくりの方針を位置付けております。この中の土地利用の方針の内容となります。スライド左側が大胡地区で右側が宮城地区になります。赤い点どうしと、青い点どうしが同一部分となります。全体の図で示すとこの位置になります。県道苗ヶ島・飯土井線の東側及び上毛電鉄の北側に位置する部分につきまして、工業団地の造成計画があるため、工業地として位置付けました。現在前橋市内の販売している産業団地が無い状況となっております。今後の企業誘致を見据えた新たな産業団地整備として前橋市が造成を計画しております。駒寄スマートインターチェンジ産業団地でも現在造成中ではありますが、事業者からの引き合いも多く、新たな産業団地開発をこの都市計画マスタープランに位置付け、用途地域の更新なども視野に入れ、発展を目指します。土地利用の方針としましては、周辺環境との調和に配慮しながら、市の東部及び北部の中心となる地区内の工業地として、また、幹線道路沿道などの利便性の高い地区は農林漁業との調整に配慮しながら需要に応じた工業地の形成を図ることとしております。また、亀里地区・力丸地区・西片貝地区の第9回定期編入においても、今回の改訂に併せて時点修正しております。

続きまして、第73回都市計画審議会後に行われました、住民意見反映措置として行いました、パブリックコメントについて、実施結果をご報告をさせていただきます。実施期間といたしましては、令和7年9月16日から10月15日までの1ヶ月間実施いたしまして、本市ホームページや情報公開コーナー等で、広く市民の皆様から意見を募集しました。その結果、11名の方々から

22件のご意見をいただきました。

続きまして意見の内訳についてですが、都市づくりの基本方針に関する意見が8件、全体構想に関する意見が7件、地域別構想に関する意見が7件の合計22件のご意見をいただきました。

パブリックコメントの実施結果の公表については、令和7年11月19日から1か月間、意見募集時と同様の場所で行いました。また、本市ホームページ、情報公開コーナー、各支所に関しましては、3年間の公表といたします。パブリックコメントの実施結果についてまとめたホチキス留めされている資料をご覧ください。各意見の抜粋したものについて、要約させていただきます。スライドでは文字が小さくなってしまいますので、確認用として配布資料も併せてご覧ください。都市づくりの基本方針に関する意見としまして配布資料の5ページにありますNo. 6の意見についてですが、「前橋市の都市づくりは「分散から集中」への転換が必要と考えられる。かつての中心部には活気があったが、現在は施設の分散により人の流れが希薄になっているため、コンパクトシティの考え方にに基づき、核となる地域に機能を集約することや、駅を中心に集約することで利便性と魅力が向上し、人が集まるまちづくりにつながると思う。」これに対し、前橋市の意見は、「『都市の構造を再編し、持続可能な都市経営を目指す』ことを基本方針として位置付けており、都心核・地域核を核としたコンパクトな都市構造の形成を推進するとともに、公共交通の利便性向上や生活利便施設の集積を図ることで、都市の魅力と活力の向上を目指すことを位置付けています。」としております。また、これ以外の意見としましても、計画に反対する意見は無く、「公共交通を中心とした交通ネットワークの構築を推進して欲しい。」といった意見がありました。

続きまして、配布資料の8ページにありますNo. 4の意見についてですが、こちらは冊子の36ページの第4章、全体構想、(2)良好な自然環境を次世代に継承する『環境負荷の少ないまちづくり』、④環境に配慮した施設整備につきまして、ご意見をいただきました。「公共施設におけるエネルギーの導入方針の表現について分かり易くする必要があると思われる。また対象も幅広くすることにより、実効性のある環境配慮型都市づくりが期待される。」これに対し、前橋市の意見は、「ご指摘がありました第七次前橋市総合計画や群馬県基本計画に表記があり、包括された表現である『再生可能エネルギー』や『事務所』へと変更・追記いたします。」としております。また、これ以外の意見としましても、計画に反対する意見は無く、「長期的な視点で、人口減少や高齢化、空き家問題等の視点において、都市計画を推進して欲しい。」といった意見が目立ちました。配布資料の13ページにありますNo. 7の意見についてですが、「南橋地区では車利用に関する日常生活は高い満足度が得られている。しかし、公共交通の利便性が十分とは言えず、車を使えない層にとっては不便が残る。また鉄道は、バス路線との接続が不十分であり、車による送迎が常態化しており、通勤通学時間帯の送迎車両による混雑が課題である。都市づくりにおいては、すべての世代が移動しやすい環境の整備が求められるため、公共交通の充実は、持続可能な都市構造の形成にも資するものと考えられ、地域の住民として期待している。」これに対し、前橋市の意見は、「都市づくり

の基本方針でも、「コンパクトなまちづくり」や「公共交通中心の交通ネットワークの形成」を掲げており、公共交通の利便性向上は重要な課題と認識しています。特に車を利用できない世代への配慮は、持続可能な都市構造の形成に不可欠であるため、「前橋市地域公共交通計画」に基づき公共交通の充実を図ることを推進します。」としております。また、これ以外の意見としましても、計画に反対する意見は無く、「本庁地区については、前橋クリエイティブシティ構想や馬場川・広瀬川の整備など、都市計画への注目が高まっていることに期待している。」という意見や、「立地適正化計画の実現や生活利便施設の集積を図り、にぎわいの創出と活性化を目指して欲しい。」といった意見があがりました。

次に、今回、この案を都市計画審議会へ諮問するに当たりまして、公聴会の開催に向け、案の閲覧を昨年11月19日から12月3日まで2週間行いました。その間、閲覧者は2名おりまして、公述申出書の提出は1件ありました。こちらが公述意見の要旨及び対する前橋市の見解についてですが、スライドでは文字が小さくなり、見づらいかと思いますので、事前に別紙でお送りしました1枚紙の資料をご覧ください。意見の要旨を要約いたします。「郊外型商業施設が増えるなか、人口減少や経済状況を考えると、この流れを止めるのは困難であり、従来の都市計画の枠にとらわれない大胆な発想転換が必要である。コンパクトシティを実現するためには、柔軟な都市機能の再構築が求められ、防災設備を兼ね備えた大屋根付きの中央イベント広場を整備し、多様なイベントを天候に左右されず開催できる場をつくるべきである。こうした施設は工期も短く、低コストで建設可能であり、集客力を高め、イベント前後に中心市街地での買い物を促進する効果が期待される。大型商業施設は採算が取れないケースもあり、箱もの投資は不要と考える。さらに市内のプロスポーツと連携し、行政・市民・チームが一体となった応援体制を構築し、収益向上を図るべきである。現在のコンビニ販売は高齢者には利用しづらく、改善が必要と考える。地価公示価格が県庁所在地で下位という現状も、中心市街地の魅力不足が原因であり、駐車場や中途半端な広場では人は集まらない。約30年間変わらない現状を打破し、イベントを核にした魅力あるまちづくりを進めることが急務であると考え。」

続きまして、前橋市の見解を要約いたします。「前橋市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2によって位置付けられており、「都市計画に関する基本的な方針」をまとめている。本市の都市づくりの理念と目標は、上位計画を踏まえ、「新しい価値の創造都市・前橋」を掲げている。人口減少や超高齢社会への対応策としては、「コンパクトなまちづくり」を基本方針に位置付け、地域が連携しながらそれぞれの強みを活かして成長することで、市全体の発展を促すこととしており、更に公共交通の利便性を高め、自動車依存を減らすことで、高齢者も安心して暮らせる環境整備を目指している。公述意見をいただいた地区は、必要とされる様々な都市機能のさらなる誘導や、良好な景観・環境の形成を図り、多くの人々が集まる魅力のあるまちづくりを進めていく必要があると認識している。公述意見においてあげられた再開発事業についても既に都市計画決定されており、事業化に向けた取り組みを行っているた

め、公述意見について「都市計画に関する基本的な方針」に位置付けるには課題があるが、まちのにぎわいづくりの参考の一つとさせていただく。」としております。公述意見の要旨及び対する前橋市の見解について以上となります。

最後に今後の予定となりますが、本日の都市計画審議会においてご承認いただけますと、来月の令和8年3月に告示・公表したいと考えております。説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【第1号議案質疑応答】

(吉田委員)

70～73ページにかけての県庁～前橋駅クリエイティブシティ構想についての質問ですが、パブリックコメントの実施結果をみるとやはり公共交通の利便性向上や充実というところでかなりの共通した意見が寄せられており、そのような観点ではリンクしているのかなと思いました。しかし一方で、車社会のなかで地域の方々の声を聞くと一番心配されることは、車のアクセスが不便になることです。来街者が減って商売に影響してしまうのではないかという心配の声も寄せられています。前橋市として路外駐車場を整備する等の対策を検討しているということですが、事業実施に伴う車への影響や市民の方々から寄せられている本市への意見について、何か参考になることがあれば教えていただきたいです。いかがでしょうか。

(都市計画課 岡安副参事)

都市計画課の岡安です。クリエイティブシティ構想については公共交通とウォークアブルなまちづくりを目指しており、都市計画の方針とリンクしていると思います。現在、クリエイティブシティ構想のデザインが決まり、群馬県と基本設計を進めている最中です。基本設計をつくるなかで皆様のご意見を吸い上げているところです。それを踏まえて今後改めて次の段階へ続けていくというところです。

(吉田委員)

県の方でも基本設計を進めているということで、これができましたら住民の方にも公表したうえで意見を聞きながら話を進めていくということになると思いますが、具体的にこの基本設計が公表される時期、住民にはどのようなかたちで公表されるのか、事業そのものがいつ頃を目途として実施されるのか、目標等も教えていただければと思います。

(都市計画課 岡安副参事)

基本設計を進めている段階であり、地元の意見を聞く段階を踏まえておまして、昨年度は8月、12月にワークショップを、次回は5月頃に最後のワークショップを実施し、その後に、それらを反映した基本設計が出来上がるものと理解しております。スケジュールはまだ確定しておりません。今後、基本設計ができたあかつきには、次のステップとして地元の理解を得ながら段階を踏んでいくと考えております。具体的にいつかはまだ決まっておりません。

2040年をターゲットイヤーとしてコンペのデザイン募集をかけています。2040年が目途になります。2040年は15年後になりますが、もっと早くにできることから少しずつ段階を踏んでやっていこうと群馬県さんと話しています。

(吉田委員)

15年後の構想ということで、時間はありますので、ワークショップでいろいろな意見を聞きながらイメージの共有が始まっているとのことですが、是非その間にも中心街、商店街も含めて多くの方が暮らしておりますので高齢化のなかで、高齢者の方々のお買い物等のさまざまな対策も都市設計上大きな課題になってくると思いますので、意見の聴取は日常的に進めていただきたいと思います。そうしたなかで暮らしの利便性、生活向上に繋がるようなものになっていかないと、あまり意味がないので、是非ご検討いただければと思います。最後になりますが、クリエイティブシティ構想を実施されるなかでまちなかへ居住を推進していく等のさまざまなまちづくり構想が描かれていますが、トランジットモール化を進めていくなかでどのようにまちづくりが今後検討されているのか、もう少し補強して説明していただければと思います。いかがでしょうか。

(都市計画課 五十嵐課長)

都市計画課五十嵐です。トランジットモールと公共交通専用レーンができて、公共交通的には自動運転がスムーズに運行できる等を見据えて計画をしていますが、元々、本町二丁目五差路はJR前橋駅から中心商業地を結ぶ歩行を分断しているということが30年以上、市民の方々、経済関係の方々、例えば商工会議所の方々から要望が出ていました。今回、そこを平面交差させることによって駅から中心商業地へ歩いて、例えば車椅子もそうですが、公共交通でもスムーズに結べて人の流れが上手くいく、まちもかわっていく、エリアの価値も変わっていく、そのようなことを目指しています。エリア価値が上がれば、例えば平面駐車場は沿道にも多いですが、それも変わってきて集合住宅ができることもあるかもしれません。クリエイティブシティ構想によって、まち全体が変わっていくことを目指して進めておりますので、皆さんもご協力をお願いしたいと考えております。

(吉田委員)

ありがとうございます。まち全体の姿をこれから変えていくような構想になっておりますので、もう少し慎重に住民の意見を聴取しながら具体化していただきたい、検討していただきたいなと思います。私からの質問は以上となります。ありがとうございました。

(眞庭委員)

引き続き教えてください。変更内容の3番目、大胡地区及び宮城地区の県道苗ヶ島・飯土井線の東側及び上毛電鉄の北側に工業団地を計画するので、今回

新たに位置づけをしましたということで、ここを見る限り、苗ヶ島・飯土井線がメインの通りになるかと思いますが、これが本当に工業団地からの交通経路として交通量負荷に耐えられると考えているのか、それとも新たな交通体系の見直しを考えているのか。そしてマスタープランを見させていただくと、周辺道路には自転車を活かしたネットワークという位置づけをされているものもあり、もし工業団地のメイン道路になる場合、自転車との併存についてどのようにお考えなのか。その辺を教えていただければと思います。

(都市計画課 塩野課長補佐)

工業団地を位置づけさせていただきましたが、まだ調査の段階で具体的な計画は出来上がっていない状況です。担当の産業政策課でも調査や計画を練っているところですので、そのようなことも今後詳細が分かるかと思っています。今いただいた意見も担当課へお伝えし、後日回答できるようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(眞庭委員)

都市計画の立場とするとやはり事業ありきで土地利用が決まるのではなく、ある程度交通体系や他の土地利用との連携を見ながら、ここは適地だということで産業政策課とやり取りをするスタンスでないと、土地利用という計画をつくっている立場からすると弱いのではないかと感じてしまいました。その辺も踏まえて担当課と相談いただければと思います。

(都市計画課 五十嵐課長)

ご指摘ありがとうございます。元々、苗ヶ島・飯土井線の沿線で大前田産業団地構想というのは、飯土井の上武道路辺りからと上泉付近の上武道路から苗ヶ島・飯土井線、それから大胡県道等と同じくらいの距離にあって丁度良い。そうしたことで産業政策課と打ち合わせするなかで、工業団地の需要があるのであれば、良い場所であるということで、この場所になりました。先ほど、自転車ネットワークとの話もありましたので、それについては安全性も含めて検討していきたいと思っています。

(紺会長)

他にはいかがでしょう。他になれば議案の採決に入りたいと思います。第1号議案「都市計画に関する基本的な方針（前橋市都市計画マスタープラン）の変更について」を原案どおり同意することについて、賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。18名中17名が賛成ということで、第1号議案については原案どおり同意されました。

4 その他

塩野課長補佐から、今年度予定していた審議会は今回で最後であり、委員の皆様が2年の任期が終了した旨の報告があった。

5 閉会 五十嵐都市計画課長
